

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、級別及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事、保育士、保健師及び栄養士の職務 2 消防副士長及び消防士の職務	59	30.3	主事	34	102	52.3	係員級
				保健師	3			
				保育士	8			
				消防士	7			
				消防副士長	7			
				計	59			
2級	1 困難な業務を行う主事、保育士、保健師 及び栄養士の職務 2 消防士長の職務	43	22.0	主事	31	36	18.5	係長級
				保健師	2			
				保育士	7			
				消防士長	3			
				計	43			
4級	1 副参事の職務 2 保育所長の職務 3 課長補佐、館長、所長及び副所長の職務 4 監査委員事務局長の職務 5 消防本部の課長、担当課長及び消防署 の署長補佐の職務	32	16.4	課長補佐	20	32	16.4	課長補佐級
				保育副所長	4			
				保育所長	2			
				各施設所長	2			
				課長(消防本部)	1			
				担当課長(消防本部)	3			
				計	32			
5級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 議会事務局次長の職務 4 参事の職務 5 消防次長及び消防署長の職務 6 担当課長の職務	17	8.7	担当課長	5	17	8.7	課長級
				課長	9			
				会計管理者	1			
				参事	1			
				消防次長	1			
				計	17			
6級	1 部長の職務 2 議会事務局長の職務 3 消防長の職務 4 担当部長の職務	8	4.1	担当部長	2	8	4.1	部長級
				部長	4			
				議会事務局長	1			
				消防長	1			
				計	8			
合計		195	100					